

かすみがうら市議会政治倫理条例に関する調査特別委員会会議録

令和5年3月20日 午後 1時28分 開 会

出 席 委 員

委 員 長	設 楽 健 夫
副委員長	櫻 井 健 一
委 員	矢 口 龍 人
委 員	佐 藤 文 雄
委 員	岡 崎 勉 治
委 員	来 栖 丈 行
委 員	櫻 井 繁 博
委 員	小 倉 公 生
委 員	久 松 公 貞
委 員	鈴 木 貞 行
委 員	服 部 栄 一
委 員	石 澤 正 広
委 員	鈴 木 更 司
委 員	塚 本 直 樹
委 員	井 出 有 史

欠 席 委 員

な し

出 席 説 明 者

な し

出 席 書 記 名

議会事務局係長	柏 崎 博 子
議会事務局主任	玉 造 泰 之

議 事 日 程

令和5年3月20日（月曜日）午後 1時28分 開 会

1. 開 会
2. 事 件
 - (1) 発議第2号 かすみがうら市議会議員政治倫理条例の制定について
 - (2) その他
3. 散 会

開 会 午後 1時28分

○設楽健夫委員長

こんにちは。

委員の皆様には、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は15名です。会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、3月17日に引き続き、発議第2号 かすみがうら市議会議員政治倫理条例の制定についてを議題といたします。

初めに、先日の委員会での意見を基に修正を加えましたので、お目通し願います。

ここで暫時休憩いたします。

○設楽健夫委員長

暫時休憩します。 [午後 1時29分]

○設楽健夫委員長

再開します。 [午後 1時33分]

それでは、付託されています、かすみがうら市議会議員の政治倫理条例、17日に議論していただきました内容について、事務局のほうに整理をしていただきましたので、第1条についてはありません。

第2条については、「市民は」の項目を具体的に赤字のように修正をしています。よろしいですか。

政治倫理基準、第3条については、右側のページ、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント「等」を入れています。これもよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

それ以外はなかったと思いますけれども。

9は追加案件ですから。そういう考え方です。

[「付託されたやつだけ」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

付託された内容は8までです。

次のページ、3ページに入ります。

上段の第3項、「議会議員」という項目で修正をしています。

その次に4ページ、よろしいですか。

前の第4条については、修正はございません。

第5条の「政治倫理審査会の設置」については、議会事務局長よりご説明があったというふうに思いますけれども、これはそのとおり、暫定的というふうになるかもしれませんが、市長等が出てきた場合

には改めて調整するというので、局長が説明されたとおりにここに記載しています。

第5条第1項、議長は、審査請求があったときは、これを審査するため、速やかに議会にかすみがうら市議会議員政治倫理審査会を設置するものとする。

第2項、審査会は、当該審査が終了するまで存続する。

第3項、審査会は、委員5人以内で組織する。

第4項、委員は、議員のうちから議長が指名する。

第5項、委員の任期は、当該審査が終了するまでとする。ただし、議員の資格を失ったときはその任期を終了する。

第6項、審査会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

第7項、委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

第8項、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

第9項、委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏の立場で審査しなければならない。

続いて、5ページ、「会議」のほうに入ります。

「会議」は、第6条第1項、審査会の会議は、委員長が招集する。

第2項、審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

第3項、審査会の会議の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第4項、前2項の規定にかかわらず、審査会は、審査の請求をされた議員（以下「被審査議員」という。）につき、第3条及び第4条の規定に違反し、この条例の遵守、出席自粛、役職辞任又は議員辞職の勧告、文書警告、全員協議会での陳謝その他の措置を審査の結果に明記しようとするときは、委員の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意を要するものとする。

第5項、審査会は、審査のための必要があると認めるときは、被審査議員、審査請求をした者、識見を有する者等に対し、その出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。

第6項、審査会は、審査に当たり、被審査議員が審査会に出席して又は書面による説明ができる機会を設けなければならない。

第7項、被審査議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は審査会に出席して意見を述べなければならない。

第8項、審査会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを非公開とすることができる。

以上ですが、このように整理しています。これは確認してきた内容ですが、よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

次に移ります。

「市民の調査請求権」、第6条、これは第7条に繰り下げています。第6条が第7条になっていますけれども、これは変わっていません。

「議長の調査依頼権」、これは第7条が第8条になっていますね。

第8条、これも同じく第9条、そして第9条第2項というふうに繰り下げで表記をしています。

続きまして、7ページ、「議員の協力義務」、これは第9条が第10条になりますね。変わっていません。

「贈収賄罪の第1審有罪判決宣告後における説明会」、これは第10条が第11条に変わっています。変わりなし。

下の段に移ります。「違反措置等」は第11条が第12条になります。

「委任」、第13条、第12条が第13条になります。

附則については変わりません。

以上、確認してきましたが、付託された議案に対する修正、説明の追記事項を含めてこのように整理しましたが、この点についてはよろしいですか。

○岡崎 勉委員

附則のこの3項かな、第10条というのは第11条にするのかな。これは訂正だね。

○設楽健夫委員長

訂正します。

今、岡崎委員から指摘がございました8ページ一番下、附則3、「第10条の」というのは繰り下げられていませんので、「第11条」になります。これは、お手元に資料が行っていると思いますけれども修正をお願いします。

そのほか、お気づきの点ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

それでは、付託された議案については、今確認された修正案のとおり議会には提案していくということでよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

それでは、議会のほうには修正案として、今確認した内容を提案していきます。

その際に、提案する提案者が必要になります。それについては、事務局、説明してもらえますか。

○設楽健夫委員長

暫時休憩します。 [午前 1時44分]

○設楽健夫委員長

再開します。 [午後 1時55分]

議会に提案する場合に、今確認したこちらの修正案については、委員会としてこの修正案について確認をして、それを櫻井健一委員から修正案を提出してもらうことにします。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

10分間休憩をして、追加案件について議論をしていきます。よろしくをお願いします。

暫時休憩します。 [午後 1時56分]

○設楽健夫委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 2時12分]

○設楽健夫委員長

追加案件についての議論の進め方ですけれども、最初ペンディングにしていたのが9項目か、市長の(7)、それをペンディングにしたんですね。

あともう一つ、昨日来栖委員のほうから3つ提出されてきていますけれども、これについて議論はその順番で進めていきたいと思いますが、よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

それでは、(7)のほう、もう一度櫻井繁行委員、提案をお願いします。

○櫻井繁行委員

まずは修正案の(8)までですよ。この政治倫理基準のところはもちろん私も賛成をしますが、そこに1個付け加えて、市長が提出をされて継続審査になっております、特定の新聞、雑誌もしくは機関紙の購読またはパーティー券の購入を強要しないこと、強要しないというところで、この文言は入れてもいいのかなというところがありますので、私のほうで提案というか意見を言わせていただきたいと思います。

○設楽健夫委員長

それでは、市長提案の第3条の(7)を入れたほうがいいんじゃないかという櫻井繁行委員から提案がありましたけれども、ほかの人の意見を求めます。

○佐藤文雄委員

もう17日も話しして、平行線になったじゃないですか。それは、まず市長と議員を分けたでしょう、政治倫理条例を。分けたよね、今回は。それを分けろという意図がどこにあったのかよく分からないけれども、市長と議員というのは根本的に、二元代表制という立場からいうと市長は絶対的な権限を持っているんですよ。いわゆる大統領と同じなんだね。議会は、議員それぞれ個々何人かいますよね、定数がある中で。その議員の活動とはまた別なんですよ。

つまり、議会は、議員も含めてですが、執行部に対するチェック機能、監視をする、そういう提案をするという立場なんだよね。だから、もともと市長にあるから、ここに持ってきたほうがいいんじゃないか、あと、つくば市のほうにもあるから持ってきたほうがいいんじゃないかと言うけれども、調べましたら、土浦市も石岡市もないんだよね。(7)で終わっているんですよ、大体。(7)は全く同じ。

かすみがうら市は(8)を加えましたでしょう。この(8)というのは新しいんですよ。セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、その他。これを入れたというのは、これは非常に前向きなんですよ。今の時勢に合っている。

ですから、いずれにしても本当にそれが必要なかどうかというのは、私は必要ないと。もしどうしてもそれを入れるというんだったら、その根拠は出さなきゃいけない。根拠はないんですよ。つまり、議員まで、議員の政治活動とか、それから、私がこの前言ったように、職員そのものに対する強制はしていないわけですから、「市の機関の公正な職務遂行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしないこと」ということで総括されるということなんですよ。

○櫻井繁行委員

佐藤委員のご意見も分かりました。ただ、強要はしていない、そこは高圧的に買ってくれというような立場ではやっていないんだということをおっしゃるのであれば、この特定の新聞、雑誌もしくは機関紙の購読またはパーティー券の購入を強要しないことなので、圧力をかけなければいいわけだから、何も、文言を入れてもいいのかなという気はしているんですね。

ただ、今佐藤委員がおっしゃるように、打開点としてということではないですけども、2日間こうしてやってきたので、この(8)のハラスメント、セクシュアル・ハラスメントまたパワー・ハラスメント等、この「等」というのが結構重要かなと思ってまして、この「等」を入れていただいたということで、ハラスメント、圧力行為のところでは相当広範囲は担保できるのかなと、そういう認識を佐藤委員もお持ちであれば、この(1)から(8)までのこの文言で、せっかく2日間も調査委員会をやって、

あれだけの激戦を選挙戦で戦ったわけですから、満場一致の形で持っていければいいかなというふうに思いますので、それはまた僕からの意見ですけれども、また総括は委員長のほうにお任せしますので、よろしくをお願いします。

○櫻井健一副委員長

すみません、私からも、今佐藤委員から言っているところで、第3条の(7)と(8)、これが、つくば市のほうではこれに当たるものがないんじゃないかということも17日にも言わせていただきましたが、そのようなことを無理強いして強制したりとかということ、あとは市職員の職務の執行を妨げるというようなところはここに抵触して書いてありますので、カバーできるものだと僕は考えております。

私もできるだけ、これは満場一致の形でこの議案を通していただきたい、倫理条例として通していただきたいと思いますので、今、櫻井繁行委員の意見に賛成いたします。

○設楽健夫委員長

そのほか、ご意見ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

それでは、櫻井繁行委員から、ハラスメントのところについては「等」というふうに入れて、きつく、幅広くハラスメントで規制を加えている。もう一つは、下のほうのこの第8号でここまで付け加えているんですから、それでも構わないんじゃないかということで、あと、櫻井健一副委員長のほうは、(8)はつくば市にはないと、そういうことで、今回は(8)までの項として、櫻井繁行委員が言ったことについてはこの(7)(8)の項目でカバーしていくということのご意見がございましたが、そのほかご意見ございますか。

○来栖丈治委員

2人の櫻井委員から意見がありました。私が前に役所に勤めていた観点、見方もありますし、これまでいろいろ市民からの話であるとか職員からの話も伺ってきた中では、やはり庁舎内でのそういう行為はできるだけ控えてもらうことが大事であるんじゃないかと。

もう一点は、どの程度で役所に配達行為が行われているか私は知り得ませんが、役所に来て見ていた方の中には、やはり部長、課長のところにまで配達されているものですから、いろんな心配もある、あるいは緊張もするというような相談も受けているものですから、そういった面では少し自粛をしてもらったほうがいいんじゃないかなという意見を私は持っています。

○矢口龍人委員

来栖委員、今るるお話がありましたけれども、この政治倫理条例があるかないかなんですよ、問題は。あればいろんな条項で引っかかるところがあるんで、そのために制定しようと言っているんです。早く制定することが大事であって、個人的な話をいろいろやるよりも、ここでもう条例があるんだから、制定されればあとは本人が気をつけるんですよ。私はそれが一番だと思いますよ。

そのための条例であって、今までなかった、今度はこれが、条例が制定される。そうすれば、我々この16人の議員がぴしっと襟を正さなければならないですよ。これは私もそうだし、来栖委員もそうだと思いますよ。

○佐藤文雄委員

今、矢口委員も言ったように、こういう政治倫理条例否決の真実という、出したでしょう。その中に、これ、私のことを指しているんじゃないの。だって、今も同じだよ。私のことを指しているんじゃないですか。個人的な意見を、こういう政治倫理条例を審議するときに持ち出さないでほしいんだよ。

だから、今、矢口委員が言ったように、政治倫理条例、これを、個々の議員がそれを判断してやればいい。これをあたかもハラスメントだとか庁舎のあれだとかというのは、これはあまりにも個人的な意見を持ち出し過ぎだと思います。

もっと言いたいことはあるけれども、やめます。やめるけれども、やはりそういうことで進めてほしいということです。

○設楽健夫委員長

そのほか、意見ございますか。

○久松公生委員

先ほどいろんな話が出ましたけれども、(7)番、市長の倫理条例がもしこのまま制定されたときに、市民が見ます。その中で、何でこれは議員はないのかという声も多分なきにしもあらずかと思うので、私は両方にあってもいい項目かと思います。

○設楽健夫委員長

両方というのはどういう意味ですか。

○久松公生委員

市長のほうはまだ継続審査なので、この(7)番の項目がどういうふうになるかちょっと分かりませんが、もしこれが、(7)番の項目まで制定、市長のほうの後々制定されたときに、議員のほうにはなぜ入っていないのみたいな話が市民の方もしくはそれを見た方から上がったときに、説明はしますが、そうなってくると、ここで今せっかく話をもんでいますので、入れてもいいのかと思います。

それで、また佐藤委員も先ほど強制はしていないということもありますし、佐藤委員のことを言っているわけではないと思います。先ほど櫻井健一副委員長が、パーティー券とかというのはやっぱり党からも言われていますとか、そういう話もありましたので、一概に個人的なことではないと思いますので、そういうことも含めて、このタイミングで(7)という番号を、何番に入れるか分かりませんが入れてもいいのかと思います。

○設楽健夫委員長

佐藤委員以外にご意見ございませんか。

○佐藤文雄委員

今、全会一致で採決しましょう、そういうハラスメント等ということにきちっと重みを置いて全会一致を目指してやりますから、私はこれを取り下げていいですよというふうに言ったわけじゃないですか。そういう前向きに話を進めているときにこれがなければ駄目だという話になったら、また同じ繰り返しになってしまうんじゃないですか。

だって、市長等政治倫理条例を継続審査にしちゃったんですよ。だから、もしこの継続審査の中で市長等の政治倫理が、どこに付託されるか分かりませんよ。だって、もう宙に浮いているわけだから。そしたら、こちらに付託されるかどうかは分かりません。改めて議会のほうで付託された後に議論されるわけでしょう。そうすると、3月には成立しないよね。そうすると6月になるじゃないですか。6月になって成立したとする。そうすると、この7項目が出ているよといったときに、市民からのいろんな問合せとか何とかがどれだけあるのか分かりませんが、もしそういうことがあれば改めて久松委員から提案すればいいじゃないですか。それで、この審査委員会をこのままずっと継続する、そういう方向を出していけばいいんじゃないですか。

今、来栖委員の提案も、今回のところで恐らく採決というか、合意は得られないと思うんですよ。そうすると、どうしてもこの委員会は、調査会は継続していかなきゃいけないんじゃないかなと思うん

ですよ。いずれにしても、ほかのところも訂正はしていますから。改正はしています。1回やったらもう終わりじゃないんです。改正をしていますから。土浦市だって石岡市だってみんな改正していますから、そのときに提案してくださいよ。

○設楽健夫委員長

この項目について、いろいろ心配なことについても来栖委員から、あるいは久松委員からもあったと思います。これについては、引き続き監視をしていっていただくと。気をつけて見ていっていただくと。そういう案件があった場合には、真摯にこの案件については議論をしていくということで、この項目については櫻井繁行委員からありましたように（7）（8）の項目で見ていくということでまとめたいと思いますけれども、いかがですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

それでは、この項につきましては、（7）（8）をもって政治倫理条例の中身を見ていくということでまとめたいと思いますけれども、全員賛成ということでよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

はい、全員賛成です。

それでは、続きまして、来栖委員から3項目ですか、先日ありましたので、その件について一つずついきたいと思います。

提案説明をお願いします。

○来栖丈治委員

いろいろ時間がなかなか取れない中で、2日目の議論ということで申し訳なく存じます。私自身もここ2か月、選挙が終わってからですけれども、また政治倫理条例について学び直してきました。

そういう中で、私の意見としては、指定管理者の指定の禁止という項目が最近複数の市町村で見えますので、第5条として、議員の配偶者もしくは第一親等の親族、もしくは同居の親族、もしくは議員等（以下、本人等という）が役員をしている企業または実質的に経営に携わる企業は、法第244条の第2第3項に規定する指定管理者となることができない。ただし、ほかに適当な指定管理者がない等やむを得ない事情のあるときはこの限りではないというのを5条として加えてはどうかという提案です。

○設楽健夫委員長

それでは、今、来栖委員のほうから指定管理者の指定の禁止について説明がありました。

ご意見を求めます。

○櫻井繁行委員

指定管理者の指定の禁止、これも政治倫理条例制定すればごもつともなことだと思います。その中で、この基準に関しては、今の修正案、発議第2号から修正を重ねてきた、右側のほうでいいんですかね、対照表の、その市の工事等の契約の遵守事項のところですか、この辺で、正直言えば工事の請負ができないというところで、指定管理者についても一般競争入札になってくるわけですから、改めて明記をしなくても、この第4条ないしこの第3条の、ちょっと、今第3条のほうですかね。政治倫理基準のほうもありますし、第4条とその辺で担保が取れると思いますので、改めてこの項目を追記しなくても今の政治倫理条例で網羅できるという気がするんですが、いかがでしょうか。

○来栖丈治委員

指定管理者の部分は最近できてきて、明記しているこのいわゆる第4条のところであるとか第3条の

ところに追記で入れている市町村があるので、そういった意味合いを持ってでもあったんですが、指定管理者について読み取れるとみんな感じておられればそれはそれで、私は新たに条項を求めるというまでの強い主張を持っているわけではないです。

○櫻井繁行委員

政治倫理基準の第3条の(6)ですかね。この辺で網羅できているような私は気がしています。それで、もし不十分であればさらに追記をするという形でも、先ほど委員長もおっしゃっていましたが、この調査委員会はずっと継続で残るわけでしょうから、そういったことでお含みおきいただければよろしいのかなと思うんですが、いかがでしょう。

○設楽健夫委員長

それでは、この項については、第3条の(6)のところに含まれているということで、充当できるということでまとめていきたいと思えますけれども、よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

それでは、この項についてはそういうことでまとめます。

その次、来栖委員、お願いします。

○来栖丈治委員

前提として第5条があったので、第6条の追加ということで述べています。

社会福祉法人等の役員就任に関する遵守事項。

第6条、議員は市から補助金等の交付を受けている社会福祉または学校法人（以下、社会福祉法人等という）について、報酬を受領する役員に就任しないよう努めなければならない。

2項として、議員は前項に規定する社会福祉法人等について、報酬を受領しない役員に就任したときは、当該事実を証する資料を添付した届出書を議長に提出するものとする。

3番、議長はその旨を議会報等で公表するものとする。

ご承知のとおり、幼稚園なんかも含めて4つの多分学校法人があるのと、あと、施設がかすみがうら市は結構、社会福祉法人、特養の施設が多い関係で、社会福祉法人等も8つぐらいきつとあると思うんですね。

ですから、そういった意味で、社会福祉法人等の役員なんかについても、契約行為を行う事業者と同じような扱いで考えてもいいんじゃないかなという提案です。

○設楽健夫委員長

今、提案がありました。

ご意見を求めます。

○矢口龍人委員

私は実家で社会福祉法人を営んでおりますけれども、役員には議員は入れないという決まりになっているらしいです。ですから、私は入っておりません。

○設楽健夫委員長

社会福祉法人の中で、議員は役員としてそこに就任しないという断りがあるということのお話がありましたけれども、ほかにご意見ございますか。

○佐藤文雄委員

報酬を受領している役員になっていないというのが、普通、社会福祉法人のほうにはそういう規定があるということなんですか。

○設楽健夫委員長

暫時休憩とします。 [午後 2時44分]

○設楽健夫委員長

会議を再開します。 [午後 2時56分]

今、事務局のほうで調べておりますので、この点についてはペンディングにして、結果が出次第また再開します。

来栖委員、次の案件に移ってください。

○来栖丈治委員

引き続き、すみません。

市税等の納付状況の報告ということで、第7条、議員は毎年6月1日から6月30日までに市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の前年度の納付状況を記載した税等納付状況報告書（以下、納付状況報告書という）に、議長が別に定める証明書類を添えて議長に提出しなければならない。

第2項として、前項に規定する納付状況報告書の提出期限後に公職選挙法、いわゆる（昭和25年法律第100号）第33条または第113条の規定により行われた選挙において当選した者（当該選挙前に議員としての前項の規定による報告を行っている者を除く）は、当該選挙の当選証書の交付を受けた日から60日以内に納付状況報告書に前項の証明書類を添えて議長に提出しなければならない。

第3項、議長は、前2項の規定により提出された納付状況報告書を当該議員の任期満了となる年度の末日まで保管しなければならない。

第4項、市民は、議長に前項の規定により保管されている納付状況報告書の閲覧を要求することができる。ただし、第1項及び第2項の証明書類は閲覧の対象としない。

これにつきましては、市町村によって、いわゆる議会基本条例とかそういうことで述べている市町村もあるかもしれませんが、倫理条例の中で神栖市、あるいはその他でも掲載しているところがありますので、私としては、うちでは議会議員が納税をきちんとしている、していないというような条項等は特にどこにもないものですから、政治倫理条例をつくるに当たって、そういうものがあってもいいんじゃないかなという思いで提案しています。

○設楽健夫委員長

提案及び説明が終わりました。

ご意見を求めます。

○矢口龍人委員

大変厳しい内容かなとは思いますが、本来であればこれ、上下水道料金から何から全部、固定資産税から本当に全部表すということは大変にいいことではあるけれども、取りあえず、今回の提案させていただきました条例案でお願いしたいなど。

それで、この件に関しましては今後の研究課題ということでお願いできればと思います。

○設楽健夫委員長

そのほか、ご意見ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

今、今後の課題として議論をしていくという意見が矢口委員からありましたけれども、ご意見を求めます。

○佐藤文雄委員

基準の中に、市民の代表者として、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に対して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないことというふうになっているし、何かこれは、あまり具体的なところまで踏み込み過ぎちゃっているんじゃないかなと思うんですよね。そういう意味では、この項目だけで十分じゃないかなと思うんですよね。

前にもこういう、市税を納めなかったなんていう話を昔聞いたことがありますけれども、でも、いずれにしても、こういうところでもし問題があれば、きちっと審査会にその証拠を持って提出するというふうなやり方でいいんじゃないかなと思うんですよね。

○設楽健夫委員長

今、第3条第1項で疑義のある場合には、審査会においてそれを提出して議論をしていけばいいんじゃないかという意見がありました。

そのほか、議論を求めます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

それでは、提案者、いかがですか。

○来栖丈治委員

すみません。皆さんがそういう形でよいということであれば、私としては特にこだわる意識はこの項についてはないので、結構です。

今後、ただ、市民からのいわゆる審査要求がある可能性があることなので、それだけ我々議員が自覚していればいいことだと思います。

○設楽健夫委員長

それでは、第3条第1項に基づいて、今後審査要求のあることなので、我々議員が自覚をして活動に臨んでいくということの提案者のほうから話がありましたけれども、この項についてはそういうことで、今後、経緯を見守っていくということでもよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

ありがとうございます。

それでは、社会福祉法人の今の件について、事務局のほうで今調べてもらっていますので、休憩とします。

暫時休憩します。

[午後 3時05分]

○設楽健夫委員長

それでは、会議を再開します。 [午後 3時19分]

先ほどの社会福祉法人等の役員収入に関する遵守事項について、来栖委員から説明がございますので、よろしくお願ひします。

○来栖丈治委員

鳥取県で、議員が役員に就任している社会福祉法人で不正な財務処理というかそういうものが相次いだ形で、昨年、鳥取県としてこのことを、県議会議員が役員を受けることを自粛しましょうというような政治倫理条例を制定したというようなことがございます。ですから、社会福祉法人に議員だから役員になれないということではなくて、多分誰でもなれるんだろうと思うんですね。

ですから、そういった意味合いで、本市では学校法人が幾つもあること、あと、社会福祉法人も幾つ

も施設があることを踏まえて、議員が役員を頼まれるケースなんかも想定されますので、そういった意味で、自粛というものをに入れておいたほうがいいんじゃないかなというふうな私の考えです。

○設楽健夫委員長

ご意見を求めます。

○櫻井繁行委員

自粛というような今言い方、来栖委員は提案されていましたが、基本的には今この第6条で明記されているこの1項、2項、3項を追記したいというような解釈でよろしいですね。

○来栖丈治委員

すみません、私の言い方があれでした。自粛するような必要があるという認識に立って今回の提案をさせていただきます。

○櫻井繁行委員

来栖委員のおっしゃっていることもごもつもの部分もあると思いますので、この3項目については追記をしてもよろしいのではないのかなと私の意見として述べさせていただきたいと思います。

○矢口龍人委員

私は、これから市長の政治倫理条例の審査もあると思うんで、そこでまた、市長のほうも結局社会福祉法人、例えば社会福祉協議会の会長を請け負ったりしていますし、市長は、やっぱりその辺のところも精査して、議員のほうも必要か必要でないかというのも議論したらどうかなというふうに思いますので、別に条例に入れることはやぶさかではないんですけれども、それこそ市長のほうとの兼ね合いもありますんで、ぜひその辺で審議していただければというふうに思います。

○設楽健夫委員長

そのほか、ご意見ございますか。

○小倉 博委員

私は来栖委員の意見に賛成なんですけれども、やっぱり報酬という言葉もありますけれども、できれば辞退するような方向でやっぱりやったほうがいいんじゃないかと思います。

それと、今、矢口委員からありましたけれども、先ほど佐藤委員が言いましたけれども、市長と私たち議員の立場はやっぱり若干違うかなということもありますので、市長のときはまた市長のときで判断するようにして、議員は議員で、今回はこの報酬を受領しないということを入れながら、辞退という言葉がいいんじゃないかと私は思います。

○設楽健夫委員長

今、入れることについてやぶさかではないというご意見もございましたけれども、これ、具体的にはどこに入れていくということになりますか。

暫時休憩します。 [午後 3時25分]

○設楽健夫委員長

再開します。 [午後 3時27分]

来栖委員から提案のありました社会福祉法人等の役員就任に関する遵守事項、これが第4条になるのかな。

議員は、市から補助金等の交付を受けている社会福祉法人または学校法人（以下、社会福祉法人等という）について、報酬を受領する役員等に就任しないよう努めなければならない。

2、議員は前項に規定する社会福祉法人等について、報酬を受領しない役員に就任したときは、当該事実を証する資料を添付した届出書を議長に提出するものとする。

3番、議長はその旨を議会報等で公表するものとする。

そういうふうにしていきたいというふうに思います。これでよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員

調査委員会なので、混乱なきように確認をしておきたいんですが、この報酬を受ける場合の役員、また、報酬を受領しなくても役員になった場合には届出書を提出するとうございます。

これ、場合によっては役員ではなくて、よく評議員なんかで入っている、議員として評議員で入ってくれという場合もあると思うんですよね。理事の選定とか、そういったところの評議員に入るという可能性がある場合は、これはここには抵触しないというふうな解釈でよろしいですよね。いかがでしょう。

○設楽健夫委員長

暫時休憩とします。 [午後 3時30分]

○設楽健夫委員長

会議を再開します。 [午後 3時41分]

先ほどの件ですが、社会福祉法第3節機関、第2款の評議員等の選任及び解任の項の第40条2項に「評議員は、役員又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。」という記載がございます。

だから、評議員は役員ということにはなりません。

○岡崎 勉委員

それで、理事はどうなんですか。

○設楽健夫委員長

理事と監事は役員です。

○岡崎 勉委員

それで、理事というのは議長が宛て職で理事になっていると思うんですが、社会福祉協議会のね。それはどういうふうに解釈するのでしょうか。

それで、今、社会福祉協議会の評議員会と理事の件なんですが、ただいまの件をこの倫理のほうに入れてしまうと、理事が該当するのではないのでしょうか。

○来栖丈治委員

社会福祉法人、社会福祉協議会のことだと思うんですけども、社会福祉協議会も同じレベルで当然、社会福祉協議会なので、取り扱いになるという形になるかと思いますが。今の記述のほうでは、そこまで含まれるような形になると思います。

報酬を受けないようにするか、あるいは報酬をかすみがうら市の社会福祉協議会については除くという条項を入れるかしないと、問題の解決にはならないかなというふうな、今お話があつて感じました。

○岡崎 勉委員

それでは、よくよく調査してはっきりしないと、これを入れてしまうと今後いろいろ問題があると思いますので、よく調査してからのほうが良いと思うんですが、どうでしょうか。

○来栖丈治委員

例外事項みたいなことであることは今承知しましたので、表現の仕方についてさらに研究して、次の会合がいつか分からないですが、今後改善したものを提案したいというふうに思います。

○岡崎 勉委員

それでは、そのよう到来栖委員のほうでよろしくお願ひしたいと思います。

○設楽健夫委員長

それでは、来栖委員から提出されています社会福祉法人等の役員就任に関する遵守事項については、今後の調査を続行していくということで、今回は留保案件というふうにしていきたいというふうに思いますが、よろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

先ほど第4条の後にこの項を入れるという確認をさせていただきましたが、これを全て破棄して元に戻していきます。よろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一副委員長

修正案を提出するに当たりまして、発議第2号の賛成者に私になっております。これだと提案者として不具合があるということなので、ここを削除させていただいて、修正案の提案者として名前を記載させていただくことにご異議はございませんでしょうか。

○設楽健夫委員長

それでは、今、櫻井健一副委員長のほうから提案がありましたように、削除して提案者となっていくということでまとめていきたいと思いますが、よろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

それでは、修正案を配付しますので、暫時休憩します。 [午後 3時47分]

○設楽健夫委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。 [午後 3時49分]

ただいま提出がございました修正案について、説明を求めます。

○櫻井健一委員

17日と本日の審議の結果、できた結果がこの修正案に当たると思います。お目通しいただきまして、修正点など気がつくようなことがございましたらご発言をよろしくお願いします。

○設楽健夫委員長

それでは、本修正案に対する質疑等がございましたら挙手の上ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって修正案のとおり可決すべきものと決定いたしました。ありがとうございました。

お諮りいたします。

今後、調査会については引き続き継続していきたいというふうに思いますが、ご異議ございますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

それでは、そのようにさせていただきますのでよろしくお願いします。

以上で、本日の日程事項は全て終了いたしました。

ここで、お諮りいたします。

委員会会議録の作成の件ですが、委員長に一任いただきたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

以上をもって、かすみがうら市議会政治倫理条例に関する調査特別委員会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

散会といたします。ありがとうございました。

散 会 午後 3時51分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

かすみがうら市議会政治倫理条例に関する調査特別委員会

委員長 設 楽 健 夫